

群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会
教養教育部会運営内規

平成 23. 4. 1 制定

改正 平成 28. 7. 1 平成 29. 4. 1

令和元. 6. 1 令和 5. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会内規第8条第3項の規定に基づき、教養教育部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、教養教育に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業計画に関すること。
- (2) 授業担当に関すること。
- (3) 授業時間割の編成に関すること。
- (4) 教養教育棟教室の利用に関すること。
- (5) 期末試験に関すること。
- (6) 教養教育の改善及び評価に関すること。
- (7) その他教養教育の実施に関すること。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 教養教育部会長（以下「部会長」という。）
- (2) 各学部等の教務を所掌する委員会等の委員 各1人
- (3) 第6条に規定する科目委員会の委員長 各1人
- (4) グローバルイニシアチブセンター長が指名する者 1人
- (5) センター長が指名する者 若干人

2 前項第3号から第5号までの部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第5条 部会に、副部会長を置くことができる。

2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐する。

(科目委員会)

第6条 部会に科目ごとの具体的な事項を検討させるため、科目委員会を置く。

2 科目委員会については、センター長が別に定める。

(会 議)

第7条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第9条 部会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。